

新型コロナウイルスによる公共サービスを担う労働者への影響調査

～エッセンシャル・ワーカー 235 人からの証言～

<実施日：5月1日～31日 WEB アンケート調査報告>

【アンケート実施団体】

NPO 法人官製ワーキングプア研究会

<協力団体>

NPO 法人働き方 ASU-NET、非正規労働者の権利実現全国会議、
なくそう！官製ワーキングプア集会大阪実行委員会、同東京実行委員会

【アンケート実施期間】

2020 年 5 月 1 日～31 日

【アンケート実施方法】

WEB 調査

SNS を利用しての拡散、協力団体等における会員等への回答依頼、その他、口コミ

【アンケート趣旨】

政府は緊急事態宣言を発令し、営業自粛や在宅勤務等を要請していますが、これに応じられない公共サービスで働く「キー・ワーカー」「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれる、地域や社会の生活に必要な業務に従事する人たちがいます。

地方自治体に勤務する方の場合では、医療・保健従事者、介護施設・ホームヘルパー等の介護士、保育所保育士、学童保育支援員、学級支援員、障害者支援員、児童相談・女性相談等相談員、調理員、清掃作業員、公共交通機関労働者などです。

これらの皆さんは、感染リスクの恐怖とたたかいながら、なおかつ過重労働のなかで使命感を持って、支援を求める人たちの支えになっています。

また、上記の職種は、地方自治体では、非正規化が進展している職種でもあり、厳しい雇用環境の弊害が強く現れる皆さんです。

私たちは、公共サービス従事者が、新型コロナウイルス感染症の流行に伴ってどのような影響を受けているか、当事者の声を直接集め、政府及び地方自治体に対して有効な対策を講じるよう意見書を公表するなどの活動につなげたいと考えています。

概要

○回答者は、235人。

性別割合 女性 79.1% (186人)、男性 20.0%(47人)、それ以外 0.9% (2人)

勤務形態 直接雇用非正規は 59% (139人)、間接雇用非正規 13% (30人)

性別と勤務形態をクロス集計すると、女性非正規は 146人 (62%)

すなわち、「地域や社会の生活に必要な不可欠な業務」に従事するエッセンシャル・ワーカーとは、公務公共サービスの場合、女性・非正規であることを、アンケート回答状況は表わしている。

○勤務形態の回答で過半を占めるパートの会計年度任用職員等 (123人) の平均勤続年数は 9.9年。勤務経験 10年以上の者が 54人で 43%。有用な人材であるエッセンシャル・ワーカーは、有期雇用で雇用継続を繰り返してきた勤務経験 10年以上のベテラン非正規雇用者が半数近くを占める。

○業種 教育関連 15% (43人)、相談支援員が 14% (32人)、介護福祉関係 13% (27人)、学童保育が 12% (26人)、医療関係 7% (18人)、保育所保育 7% (15人)

○仕事の変化 「有給による自宅勤務(研修)」で全回答項目数の 41.7% (98人)、次が「仕事の量や勤務時間が増えた」20.9% (49人)。一方、「正規職員と異なる取り扱い」8.9% (21人)、「勤務時間の減少と収入源」8.5% (20人)、「無給による自宅待機」「無給の特別休暇」7.7% (18人)、仕事のキャンセル等が 1.7% (4人)、合計 25.1% (59人)。回答者の 4人に 1人は、無収入・収入減等や格差という負の影響

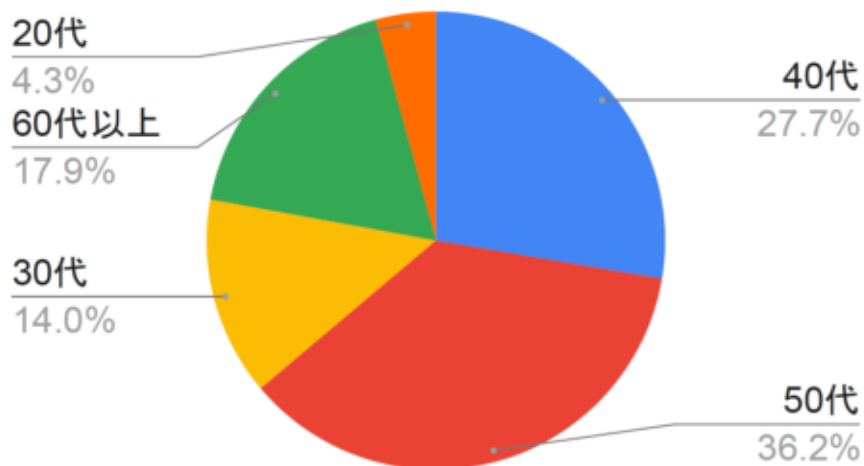
○問題は、間接雇用の契約社員と派遣社員。契約社員の 9人のうち 3人 (33%) は、仕事量・勤務時間が増えたと回答。契約社員の場合は、コロナ感染対策のために自宅勤務・待機がとられていない。派遣社員の場合は、正規職員と異なる取扱いが多い (43%)。同一労働同一賃金原則では、派遣社員等の間接雇用者も含めて正規職員との間の異なる取扱いを禁じているが、差別的取扱いが横行

○医療・保健では有給による自宅勤務は実施できず、学童保育・男女共同参画を除く相談支援員・介護福祉・公共交通機関、事務職、清掃員、コールセンターも自宅勤務の実施率は 2割台～4割台で、これら業種の公共サービス従事者は、休めない実態。

○「職場の感染対策で不十分と思う点、不安に思う点(複数回答)」は、どの業種とも、8割以上が不安。特に保健関係とコールセンターでは 100%、保育所保育、事務で 87%、医療、相談支援、教育関係の回答者が、職場の感染対策は不十分か不安を感じており、感染リスク(感染させること・感染することの両方を含む)に対する強い不安を抱きながら業務にあたっている

1. 回答者属性

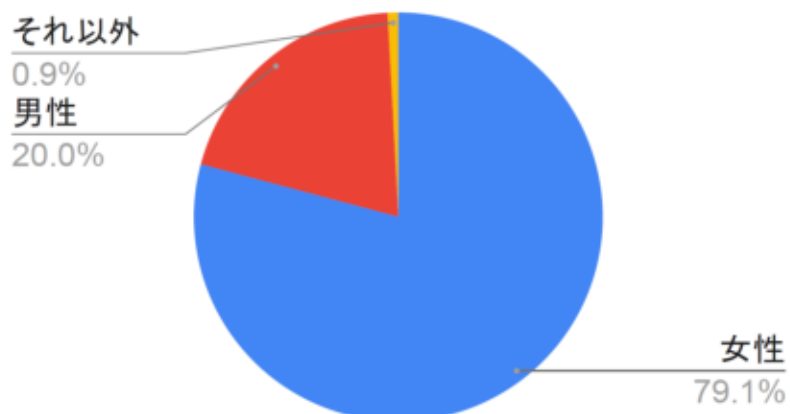
(1)年齢



年代	人数	割合
20代	10人	4.3%
30代	33人	14.0%
40代	65人	27.7%
50代	85人	36.2%
60代以上	42人	17.9%

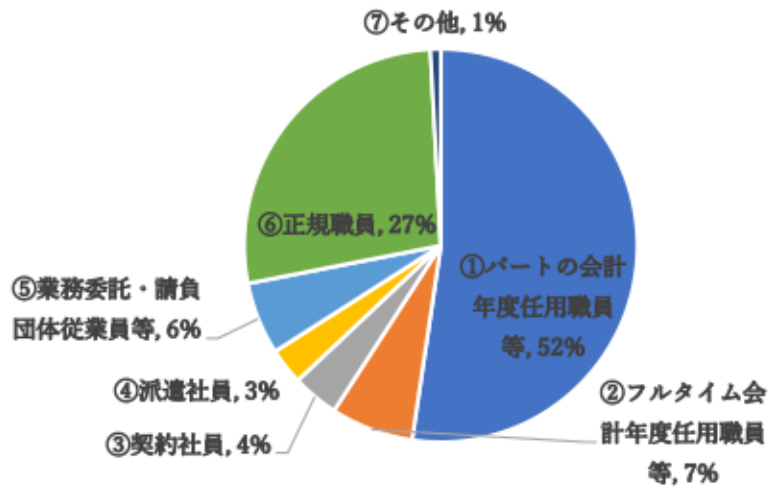
81.8%

(2)性別



回答者の性別割合は、女性が79.1%（186人）、男性20.0%（47人）、それ以外が0.9%（2人）。これは、地域や社会の生活に必要な業務に従事する「エッセンシャル・ワーカー」で、公共サービスで働く人たちの大半が女性であることの反映したものである。

(3) 勤務形態



勤務形態	人数	%	正規・非正規割合
パート会計年度任用職員等	123人	52%	非正規 72%
フルタイム会計年度任用職員等	16人	7%	
契約社員	9人	4%	
派遣社員	7人	3%	
業務委託・請負会社社員	14人	6%	
正規職員	64人	27%	正規 27%
その他	2人	1%	-----

注) 勤務形態の分類に関しては、次による。

- ①パート会計年度任用職員等 地方公務員のパート会計年度任用職員、民間企業のパート職員、国家公務員の非常勤職員、短時間の再任用職員、無期パート
- ②フルタイム会計年度任用職員等 地方公務員のパート会計年度任用職員、郵政アソシエイト職員、フルタイム再任用職員、無期転換職員
- ③契約社員
- ④派遣社員
- ⑤業務委託・請負会社社員等 指定管理団体含む
- ⑥正規職員
- ⑦その他 教室経営、自営の鍼灸院

回答者の過半が、国・地方自治体・民間にかかわらず、そのパート労働者（52%、123人）である。これに加え、フルタイムの会計年度任用職員等が7%（16人）なので、直接雇用非正規労働者は回答者の6割を占める。また、契約社員が4%（9人）、派遣社員が3%（7人）、業務委託・請負団体従業員が6%（14人）で、間接雇用非正規労働者は13%

で、あわせていわゆる非正規関連労働者が回答者の7割以上を占める。一方、正規職員が27%（64人）となっている。

さらに、(2)性別と(3)勤務形態をクロス集計すると、女性非正規は146人（62%）となっている。

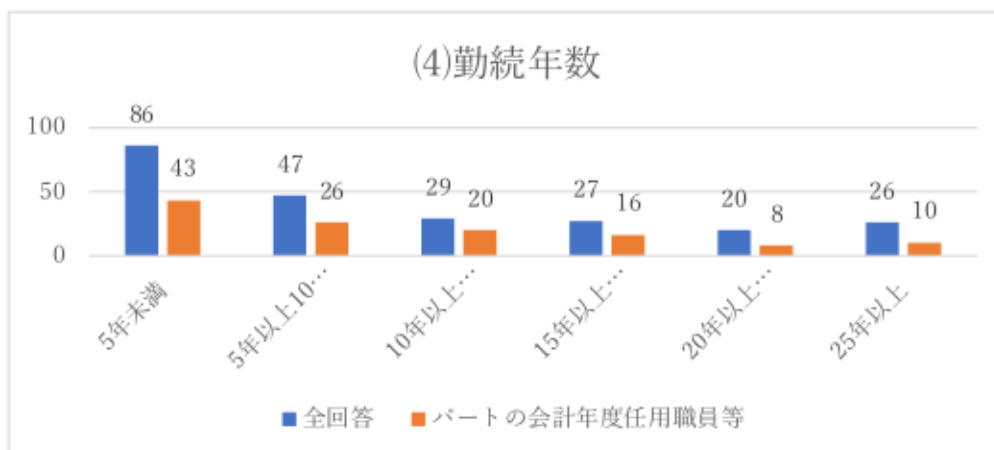
すなわち、「地域や社会の生活に必要な不可欠な業務」に従事する人、すなわちエッセンシャル・ワーカーは、女性・非正規が多数を占めていることを、このアンケート回答状況は、正確に表わしているものとなっている。

性別×勤務形態

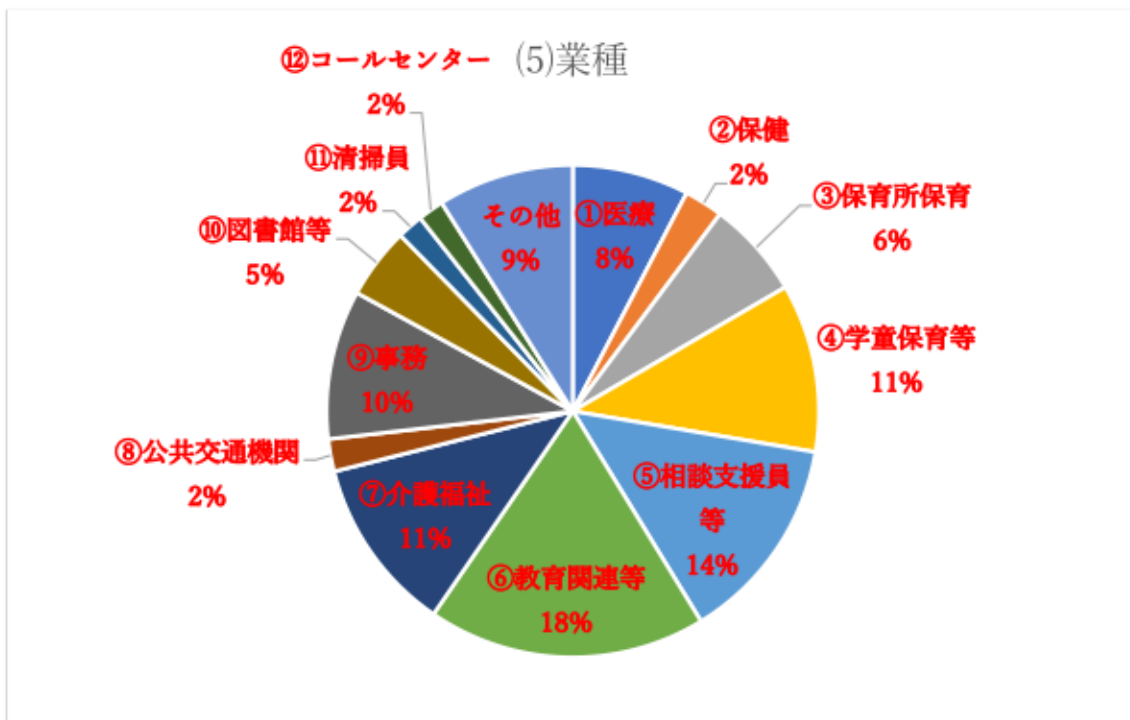
	女性	男性
非正規	146人（62%）	23人（10%）
正規	40人（17%）	24人（10%）

注）丸カッコ内は、全回答者に占める割合

(4)勤続年数



回答者の平均勤続年数は10.6年で、5年未満が86人で最も多く、回答者のほぼ3分の1を占める。その一方で、正規職員や再任用職員を中心に勤務経験が10年以上の回答者は102人（回答者の43%）を占めている。勤務形態の回答で過半を占めるパートの会計年度任用職員等（123人）の平均勤続年数は9.9年で、勤務経験10年以上のキャリアを有する者が54人で43%である。非正規雇用は、一つの職に従事するジョブ型雇用として展開するもので、有期雇用でありながら雇用の継続を繰り返してきた勤務経験10年以上のベテラン非正規雇用者が半数近くを占めるものであることに注目したい。



注) 業種分類は以下の通り。

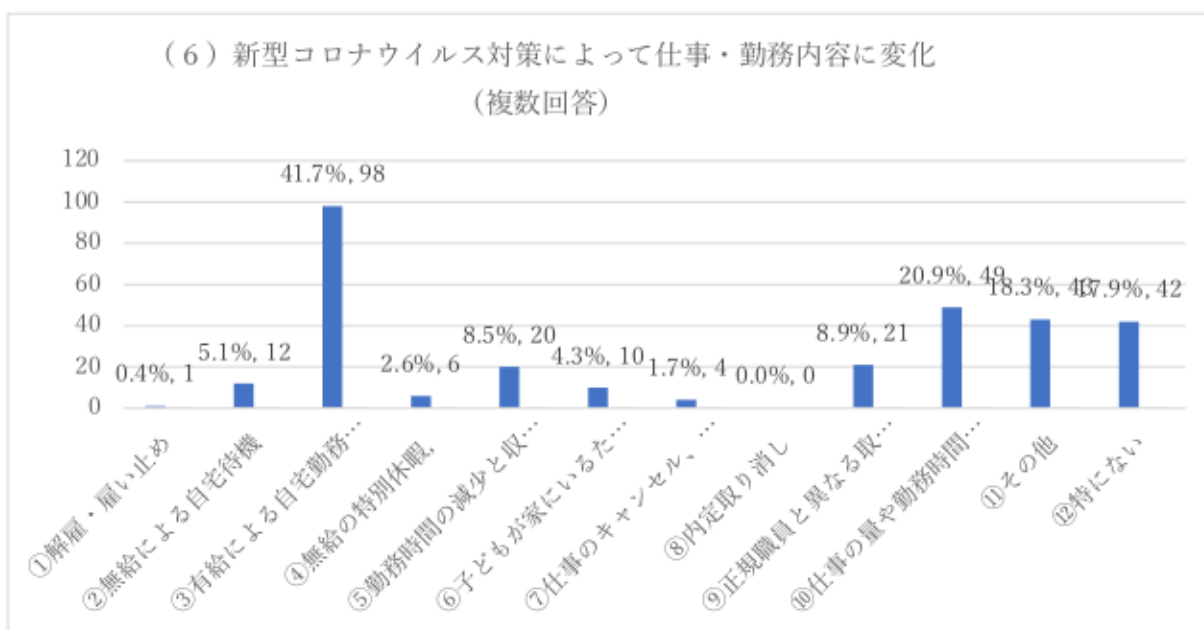
- ④学童保育等 学童保育、児童館、児童厚生員
- ⑤相談支援員等 相談支援員、男女共同参画関係
- ⑥教育関連等 教員、学校事務職員、給食調理、用務員

業種	人数
①医療	18
②保健	6
③保育所保育	15
④学童保育	26
⑤相談支援員	32
⑥教育関連	43
⑦介護・福祉	27
⑧公共交通機関	5
⑨事務	23
⑩図書館	11
⑪清掃員	4
⑫コールセンター	4
その他・不明	29
合計	235

回答者が就いている業種では、教育関連が 15% (43人)、相談支援員が 14% (32人) 介護福祉関係が 13% (27人)、学童保育が 12% (26人)、医療関係 7% (18人)、保育所保育 7% (15人) という順である。

なお「その他」に回答の職種には、斎場、日本郵便等が含まれる。

2 新型コロナウイルスによる公共サービスを担う労働者への影響



項目	人数	%
①解雇・雇い止め	1	0.4%
②無給による自宅待機	12	5.1%
③有給による自宅勤務(研修)	98	41.7%
④無給の特別休暇	6	2.6%
⑤勤務時間の減少と収入減	20	8.5%
⑥子どもが家にいるため働けない	10	4.3%
⑦仕事のキャンセル、請負・委託解除	4	1.7%
⑧内定取り消し	0	0.0%
⑨正規職員と異なる取り扱い	21	8.9%
⑩仕事の量や勤務時間が増えた	49	20.9%
⑪その他	43	18.3%
⑫特にない	42	17.9%

回答数でもっとも多かった項目は、「有給による自宅勤務(研修)」で全回答項目数の41.7%(98人)、次が「仕事の量や勤務時間が増えた」20.9%(49人)、3番目が「特にない」が17.9%(42人)が続いた。一方、「正規職員と異なる取り扱い」が8.9%(21人)、「勤務時間の減少と収入源」が8.5%(20人)、「無給による自宅待機」「無給の特別休暇」があわせて7.7%(18人)、「仕事のキャンセル等」が1.7%(4人)で、合計25.1%(59人)。すなわち公共サービス分野で働く回答者の4人に1人は、無収入・収入減等や格差という負の影響を受けている。

①正規・非正規間格差

	n=	①解雇 雇止め	②無給自 宅待機	③有給自宅勤 務(研修)	④無給特 別休暇	⑤勤務時間 減少・収入 減	⑥子どもが 家にいるた め働けない	⑦仕事のキャ ンセル、請 負・委託解除	⑧正規職員 と異なる取 扱い	⑨仕事量、 勤務時間増	⑩その他	⑪特にな い
パートの会計年度任用職員	123	0 0.0%	9 7.3%	61 49.6%	4 3.3%	13 10.6%	6 4.9%	2 1.6%	11 8.9%	30 24.4%	15 12.2%	15 12.2%
契約社員	9	0 0%	0 0%	1 11%	1 11%	0 0%	1 11%	0 0%	1 11%	3 33%	4 44%	1 11%
派遣社員	7	1 14%	0 0%	2 29%	0 0%	1 14%	0 0%	0 0%	3 43%	0 0%	2 29%	2 29%
正規職員	64	0 0.0%	1 1.6%	22 34.4%	0 0.0%	2 3.1%	3 4.7%	1 1.6%	0 0.0%	13 20.3%	17 26.6%	20 31.3%

新型コロナウイルス対策による仕事・勤務内容の変化（複数回答）を、正規と非正規（有期・パート・間接雇用）間で、比較すると、直接雇用のパートの会計年度任用職員と正規職員はともに有給の自宅勤務（研修）との回答が最も多く、正規・非正規間でも直接雇用者に関しては、それなりの対応が図られていたと考えられる。

問題は、間接雇用の契約社員と派遣社員である。

契約社員の回答者9人のうち3人（33%）は、仕事量・勤務時間が増えたと回答している。この3人の業種は、相談支援員・教育関連・インフラ関連で、契約社員の場合は、コロナ感染対策のために自宅勤務・待機が求められる中であっても、多様な業種で仕事量・勤務時間が増加したことが推測される。

また派遣社員の場合は、正規職員と異なる取扱いが、回答割合において、他の勤務形態と比較して多くなっている。（3人・43%）

この3人の業種は、コールセンター・保育所保育士・医療で、「職場の感染対策で不十分と思う点、不安に思う点」「自由記述欄」に次のように回答している。

○コールセンター 感染に関して、これといった対策は取られていない。①在宅勤務や時差出勤をさせてもらえない、③近接・接触による支援をしている、④3密が解消されない職場で働いている。勤務先のコールセンターは4月25日にマスク装着と消毒を義務付けましたが手遅れ。仕事量減少で早上がりを奨励し、勤怠に影響しないが手当てゼロと違法行為。発熱、体調不良時は出勤自粛と言いながら、勤怠への影響に触れていない。

「消毒液不足、休憩室が密室、換気していると虚偽、日々変わる小手先の対策」

○保育所保育士 ①在宅勤務や時差出勤をさせてもらえない、②対面での業務、③近接・接触による支援、④3密が解消されない職場。

「保育士です、人との接触は避けられません。正職員はコロナの特別休暇でほぼ休みで感染防止対策をとり、派遣は通常通りの出勤を指示され消毒とマスクで感染防止対策をしています。派遣も同じように感染防止できるようにしてほしい」。

○医療関連 ③近接・接触による支援をしている、④3密が解消されない職場、⑤マスク・ゴーグルなどを支給してもらえない、

「熱発者の対応はマニュアル化されておらず、看護師でもない派遣社員である我々が担当する事が多いのに、様々な判断はその場で行う必要があり、リスクが大きい。」

2020年4月から施行した同一労働同一賃金原則では、派遣社員等の間接雇用者も含めて正規職員との間の異なる取扱いを禁じている。ところが明らかな差別的取扱いが横行しているようである。

②業種別にみた仕事・仕事内容への影響

	n=	①解雇 雇止め	②無給自 宅待機	③有給に よる自宅 勤務	④無給特 別休暇	⑤勤務時間 減少・収入 減	⑥子どもが 家にいるた め働けない	⑦仕事のキャ ンセル、請 負・委託解除	⑧正規職員 と異なる取 扱い	⑨仕事量、 勤務時間増	⑩その他	⑪特にな い
①医療	18	0 0%	2 11%	0 0%	0 0%	3 17%	1 6%	2 11%	2 11%	2 11%	2 11%	8 44%
②保健	6	0 0%	1 17%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 17%	0 0%	1 17%	1 17%	3 50%
③保育所保育	15	0 0%	1 7%	9 60%	2 13%	2 13%	1 7%	0 0%	0 0%	1 7%	0 0%	2 13%
④学童保育等	26	0 0%	1 4%	8 31%	0 0%	1 4%	0 0%	0 0%	2 8%	17 65%	4 15%	0 0%
⑤相談支援員等	32	0 0%	4 13%	15 47%	1 3%	3 9%	0 0%	1 3%	3 9%	8 25%	6 19%	3 9%
⑥教育関連等	43	0 0%	1 2%	28 65%	3 7%	6 14%	5 12%	0 0%	2 5%	5 12%	7 16%	1 2%
⑦介護・福祉	27	0 0%	1 4%	8 30%	0 0%	2 7%	1 4%	0 0%	3 11%	5 19%	5 19%	11 41%
⑧公共交通機関	5	0 0%	0 0%	2 40%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 20%	2 40%
⑨事務	23	0 0%	1 4%	9 39%	0 0%	1 4%	0 0%	0 0%	4 17%	6 26%	5 22%	4 17%
⑩図書館	11	0 0%	0 0%	8 73%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	4 36%	0 0%
⑪清掃員	4	0 0%	0 0%	1 25%	0 0%	1 25%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 25%	1 25%
⑫コールセンター	4	1 25%	0 0%	1 25%	0 0%	1 25%	0 0%	0 0%	1 25%	0 0%	2 50%	1 25%
その他・不明	29	0 0%	0 0%	9 31%	0 0%	0 0%	2 7%	0 0%	1 3%	4 14%	5 17%	5 17%

ア 有給による自宅勤務（研修）

コロナ感染対策による仕事内容への影響を業種別に見ると、「有給による自宅勤務（研修）」を選択した者（98人）のうち、教育関連従事者が28人で、これは教育関連業種43人の65%に相当する。

図書館関係者が11人中8人（73%）、相談支援員等のうち男女共同参画関係4人中4人（100%）、保育所保育士15人中9人（60%）で、これらの業種は、3密を避けるために、休校・休館・登園自粛を求められたもので、このような対応から「有給による自宅勤務（研修）」が可能となったものと推測される。

これとは反対に、医療・保健では有給による自宅勤務は実施できず、学童保育・男女共同参画を除く相談支援員（34%）・介護福祉・公共交通機関、事務職、清掃員、コールセ